

総務大臣 片山善博 様

## 要 望 書

2010年11月1日

日本共産党兵庫県委員会国政委員長 堀内 照文

日本共産党兵庫県会議員団長 ねりき恵子

日本共産党兵庫県各市・町議員一同

貴職におかれては、時下 益々ご清栄のことと存じます。

さて、疲弊した国民生活をたて直し、安全で安心できる豊かな社会を築くために、国民の切実な願いに耳を傾け、その実現のために力を尽くすことが求められています。

このたび、兵庫県民から寄せられた当面する要求のうち、貴職に関わる課題について、実現のためご尽力頂きたく、お願いします。

### 記

#### 1、災害援護資金貸付金返済を免除すること。

【要旨】阪神淡路大震災被災から15年以上が経過しましたが、被災者生活援護資金貸付金の返済が不可能もしくは小口返済者のほとんどは、生活保護水準です。国が生活保護水準の国民に“借金返済”を迫るのは不適切です。この事態は、政府が必要な被災者への支援を拒否したことから発生したもので、その責は、保証人でも本人でもなく、政府にあります。この政治の不作为によって、阪神淡路大震災被災者と、その後の自然災害被災者との間に、大きな不平等があります。免除とする社会的歴史的状況にあると考えます。

#### 2、店舗等事業所部分の再建も支援対象とすること。

【要旨】阪神淡路大震災で被災した少なくない中小零細業者が事業再開できませんでした。それは即、生活基盤の喪失につながりました。融資で再開させた業者もその後廃業を余儀なくされ、生活基盤を失っただけでなく、あとには借金が残るといふ苦難に見舞われました。いずれも震災被災がなければ起きなかった生活破壊です。

特に、台風9号で被災した佐用町佐用駅前は、1階が店舗、2階が住居という形体が特徴的な商店街ですが、店舗を通らなければ2階の住居空間に行けない構造であったり、そもそも1階が損傷すれば2階は使用できなくなることは当たり前であるにもかかわらず、1階部分にいわゆる住居機能が含まれていなければ、補償対象になりませんでした。「店舗再建なくして住宅再建なし」という実態があるにもかかわらず、店舗部分への補償がないために住宅再建もままならないという矛盾が露呈し、さらに、町そのものの崩壊すら懸念

される状況です。

今度こそ、こうした矛盾を解消し、店舗等盛業に必要な施設にも、生活再建支援を適用するべきです。

### 3、国有地・国施設の自治体への貸与や譲渡にあたっては特段の配慮を行うこと。

【要旨】例えば兵庫県芦屋市にある阪神国道事務所は、地元から保育所もしくは保育所と高齢者福祉施設の複合施設に活用したいとの要望がありますが、これを市場価格相当で貸与もしくは売却するということでは、到底受けられません。

自治体が保育所や特別養護老人ホームあるいは青少年健全育成など、公的福祉厚生事業に活用する場合には、国有地・国施設の賃貸料・売却額を思い切った低額もしくは有期無料にするなど、特段の措置をお願いします。

### 4、緑地の相続税を抜本的に軽減すること。

【要旨】「住民のためにも、自治体の環境・景観のためにも所有する緑豊かな土地を残したが、相続税が重くて売却せざるを得ない。なんとか考えて欲しい」という訴えが各地から寄せられています。芦屋市岩園町では、大阪城石垣の旧石切場や古墳があるなど史跡として市民的価値がある緑地や、春には水が張られた水田に周囲の枝垂れ桜が写り、見事な風景をみせる市民憩いの土地が売却・開発され、あるいはその危機にさらされています。またその中には急傾斜地が住宅地として開発されるなど、新たな災害不安も生まれています。

市街地の緑地は、市民に憩いを提供するだけでなく、防災の観点からも必要であり、所有者の協力を得て可能な限り保全する努力を払うべきです。国の制度として上記のようなケースにおける相続税減税制度を求めます。

以上